

## 第4章 総合評価

---

### 4.1 総合評価

本事業の実施による生活環境への影響について、現況調査、予測及び影響の分析（評価）を実施した。

本事業の新焼却施設及びリサイクル施設整備という事業特性及び立地環境を考慮し、大気質、騒音、振動及び悪臭を調査項目として選定し、それぞれについて現況調査、予測及び影響の分析（評価）を実施した。その結果、いずれの項目についても、生活環境への影響はない又は軽微であると評価された。従って、本事業の実施による生活環境への影響は軽微であると評価できる。

### 4.2 影響要因ごとの評価

#### 4.2.1 煙突排ガスの排出（新焼却施設）

施設の稼働に伴い、排ガスを大気中へ放出することとなるため、排出する汚染物質を十分に低減することが重要となる。排ガス中の大気汚染物質濃度については、法令等に定められた基準よりも厳しい公害防止基準を設け、適切な排ガス対策を実施する計画である。

大気の拡散予測の結果から、公害防止基準を満足する、十分な性能を有する施設を整備することにより、排ガスに由来する周辺の大気質、悪臭の影響は小さく、生活環境に対する影響は小さいと判断できる。

#### 4.2.2 施設の稼働（新焼却施設、リサイクル施設）

施設の稼働に伴い生じる騒音及び振動については、法令等に定められた基準と同等の公害防止基準を敷地境界線上に設け、定期的な監視（日常点検）を行う計画である。

公害防止基準を満足する、十分な性能を有する施設を整備することにより、新施設稼働に伴う周辺の騒音、振動の影響は小さく、生活環境に対する影響は小さいと判断できる。

#### 4.2.3 施設からの悪臭の漏洩（新焼却施設）

施設からの悪臭の漏洩については、法令等に定められた基準と同等の公害防止基準を敷地境界線上に設け、定期的な監視（日常点検）を行う計画である。

公害防止基準を満足する、十分な性能を有する施設を整備することにより、新施設稼働に伴う周辺の悪臭の影響は小さく、生活環境に対する影響は小さいと判断できる。

### 4.3 環境保全対策

前項に示すように、本事業の実施による生活環境への影響は軽微であると評価するが、これは、環境保全対策を適切に実施することが前提となる。

そのため、事業計画に基づく環境保全対策を確実に実施し、性能試験等により公害防止基準が遵守されているか確認を行う。また、事後調査により周辺環境の状況を把握し、生活環境への影響がないことを確認する。